

ふくい障がい者おしごと発注パートナー制度 実施要綱

(目 的)

第1条 障がい者就労施設への業務委託や、施設からの物品・サービスの提供などに取り組んでいる企業・団体等を「ふくい障がい者おしごと発注パートナー(以下、「障がい者発注パートナー」という)」として県が登録し、その取組を広く公表することにより、障がい福祉分野への企業等の理解を促し、新たな発注を増やすことで、県内障がい者就労施設における賃金および工賃の向上を図る。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「障がい者就労施設」とは、福井県内に所在する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援もしくは同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所を運営する法人、同条第11項に規定する障害者支援施設を運営する法人、同条第27項に規定する地域活動支援センターを運営する法人、小規模作業所の設置者をいう。
- (2)「発注等」とは、障がい者就労施設に業務を委託すること、障がい者就労施設が販売する物品や提供サービスを購入することをいう。

(申 請)

- 第3条 障がい者発注パートナーとして登録を希望する企業等は、毎年度定める期間までに、「ふくい障がい者おしごと発注パートナー登録申請書(様式第1号)」を県に提出するものとする。
- 2 障がい者発注パートナーとして登録を推薦する障がい者就労施設は、毎年度定める期間までに、「ふくい障がい者おしごと発注パートナー登録推薦書(様式第2号)」を県に提出するものとする。ただし、障がい者就労施設は、推薦企業の了解を得たうえで提出する。

(基 準)

- 第4条 障がい者発注パートナーとして登録する企業等は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。
- (1)福井県内に事業所を有する法人または県内に住所を有する個人もしくは団体であること
 - (2)継続して障がい者就労施設への発注等に取り組む意欲を有していること
 - (3)前年度(4月～3月を1年とする。)において、県内の障がい者就労施設への発注等の実績がある。ただし、支配従属関係を有する自法人又は関連会社による調達、発注元が障害者就労施設等である場合の調達については、実績に含めない。
 - (4)宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人もしくは、暴力団または暴力団員と密接な関係にある法人でないこと。

(5)その他、各種法令に違反がないこと

(登 録)

第5条 県は、第3条の規定に基づく登録申請書または推薦書に基づき、前条に規定する基準に適合すると認められる場合は、障がい者発注パートナーとして登録する。

2 県は、前項の規定に基づき、障がい者発注パートナーを登録した場合、当該企業等に対して登録証を交付し、県ホームページ等において、障がい者就労施設への発注等に関する取組み内容を公表する。

(表彰)

第6条 県は、一定額以上の発注等を行った障がい者発注パートナーに対し、表彰を行うものとする。

2 前項の規定による表彰基準は、概ね累計100万円以上の発注等とし、地域要件や過去の受賞結果等についても鑑みながら、5社程度を上限とする。

3 表彰を希望する障がい者発注パートナーは、第3条の規定に基づく登録申請書または推薦書に「発注金額」を記載し、障がい者就労施設への発注金額がわかる資料とともに、県に提出すること。

(登録の変更)

第7条 障がい者発注パートナーは、県に提出した第3条に規定する申請書類の内容に変更があった場合、速やかにその旨を県に届け出なければならない。

(登録の取消)

第8条 県は、障がい者発注パートナーが次に掲げる行為を行ったとき、またはその事実が明らかになったとき、その登録を取り消すことができる。

(1)虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合

(2)法令に違反する事案が発生した場合

(3)その他、知事が適当でないと認める場合

2 県は、前項の規定により登録の取消をするときは、理由を付して障がい者発注パートナーにその旨を通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から施行する。